



「ハトマークセミナー」開催のお知らせ

参加費
無料

不動産無料相談会を同時開催

民法の改正法が公布され、債務者に代わって保証人が支払いをする保証のルールや相続に関するルールが今後大きく変わります。

建物賃貸借契約における保証人の極度額の定めや被相続人所有の建物に居住していた配偶者に新たに設けられた配偶者居住権等について、消費者の目線に立って解説する一般消費者向けのセミナーを宅建協会・全宅保証岐阜本部主催により開催します。参加費無料ですので、お誘い合わせのうえご参加ください。

なお、セミナー終了後に不動産無料相談会を開催します。

- 日 時 平成31年2月11日(月・祝)
午後1時30分より～(受付開始 午後1時15分～)
- 会 場 **じゅうろくプラザ 5階小会議室1**
(岐阜市橋本町1-10-11・JR岐阜駅隣接)
- セミナー

第一部 13:30～14:55 (定員60名)

「相続法と民法の改正」

- ・ 建物賃貸借契約の保証人の極度額って？
- ・ 配偶者居住権って何？
- ・ その他 e t c . .

講 師 ^{たか がわ よし こ}
高川 佳子 弁護士



【得意分野】
【講師実績】

平成6年 第一東京弁護士会にて弁護士登録、同時に深沢綜合法律事務所入所
不動産関係全般、宅建業法関係、相続
全宅連キャリアパーソン、全国各地の宅地建物取引業協会主催研修会、宅地建物取引士法定講習、不動産コンサルティング基礎教育ほか多数

【所属事務所】 深沢綜合法律事務所 (東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 22階12号)

不動産に関する紛争取引や相続に関する相談をはじめとして、広く民事全般に関する相談及び法的手続に対応。

第二部 15:00～16:30 (予約制・1相談者当り30分程度)

「不動産無料相談会」

○ セミナー・相談会のお申込方法

事前にお電話で申込みをお願いします。(先着順・定員制)

- ※ 当日、会場でも受付をしますが、満席の場合はやむを得ずお断りすることがあります。
- ※ 相談をご希望の方は、あらかじめご予約をお願いします。予約多数の場合はご希望に添えないことがあります。

申込先 (公社)岐阜県宅地建物取引業協会 (岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館)
TEL 058-275-1551 (平日:午前9時から午後5時)
<http://www.gifu-takken.or.jp>

主催 公益社団法人 岐 阜 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会
公益社団法人 全 国 宅 地 建 物 取 引 業 保 証 協 会 岐 阜 本 部

後 援 岐 阜 県